

告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No216

告発人

氏名

印

住所〒番号

被告発人

山本太郎参議院議員

辻元清美（民進党）

福島瑞穂（国会議員）

有田芳生（民進党）、

大野元裕（民進党）

神原元（弁護士）

宇都宮健児（元日弁連会長、のりこえネット共同代表）

岩上安身（ジャーナリスト）

辛淑玉（のりこえねっと共同代表）

柳澤協二（元内閣官房副長官補）

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、国際テロリストとして以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

第六条の二（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）の罪の犯罪行為である計画（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならば当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）

告 発 状

横浜地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No217

告発人

氏名

印

住所〒番号

被告発人

神原元（弁護士）

有田芳生（民進党）、

福島瑞穂（社民党）

畑野君枝（共産党）

秦真実（沖縄活動家）

日下部正樹（TBS）

三浦知人（社会福祉法人青丘社 職員）

野間易通（しばき隊）

伊藤大介（しばき隊）

石橋学（神奈川新聞）

秋山理央（カメラマン）

前田朗（東京造形大学教授）

崔江以子親子（在日韓国人）

その他 2017年7月16日川崎デモ参加者（資料別添）

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、国際テロリストとして以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

第六条の二（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）の罪の犯罪行為である計画（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）

告 発 状

京都地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No218

告発人

氏名

印

住所〒番号

被告発人

上瀧浩子（弁護士）

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、国際テロリストとして以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

第六条の二（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）の罪の犯罪行為である計画（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）

告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No219

告発人

氏名

印

住所〒番号

被告発人

辻元清美（民進党）

山本太郎参議院議員

福島瑞穂（国会議員）

有田芳生（民進党）、

大野元裕（民進党）

神原元（弁護士）

宇都宮健児（元日弁連会長、のりこえネット共同代表）

岩上安身（ジャーナリスト）

辛淑玉（のりこえねっと共同代表）

柳澤協二（元内閣官房副長官補）

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、国際テロリストとして以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

第六条の二（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）の罪の犯罪行為である計画（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならば当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）

告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No220

告発人

氏名

印

住所〒番号

被告発人

野間易通（しばき隊代表）

別添1 ツイッターによるIS賛同者

別添2 しばき隊メンバー及び関係者

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、IS支援というテロ犯罪犯した国際テロリストとして以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

第六条の二（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）の罪の犯罪行為である計画（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）

告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No221

告発人

氏名

印

住所〒番号

被告発人

有田芳生（国会議員）

福島瑞穂（国会議員）

畑野君枝（国会議員）

神原元（弁護士）

野間易通（しばき隊代表）

別添1 ツイッターによる川崎デモテロカウンター参加者

別添2 7月16日川崎デモカウンター実行部隊

別添3 7月16日川崎デモ関係者

第一 告発の趣旨

被告発人は、IS支援という国際テロ行為のみならず、日本国内川崎市においても国民の正当な活動を威力をもって妨害するというテロ行為を犯した国際テロリストとして、また国際テロリスト集団として以下の罪に該当するので厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

第六条の二（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）の罪の犯罪行為である計画（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）

告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No222

告発人

氏名

印

住所〒番号

被告発人

佐々木亮（東京弁護士会）

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

（脅迫）

第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No223

告発人

氏名

印

住所〒番号

被告発人

福島瑞穂（国会議員）

有田芳生（民進党）、

大野元裕（民進党）

山本太郎参議院議員

神原元（弁護士）

宇都宮健児（元日弁連会長、のりこえネット共同代表）

岩上安身（ジャーナリスト）

辻元清美（民進党）

辛淑玉（のりこえねっと共同代表）

柳澤協二（元内閣官房副長官補）

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、国際テロリストとして以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

第六条の二（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）の罪の犯罪行為である計画（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならば当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）

告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No.224

告発人

氏名

印

住所

被告発人

辛淑玉 (のりこえネット共同代表)

宇都宮健児 (のりこえネット共同代表)

のりこえネットと称する組織及び構成員 (別添)

第一 告発の趣旨

被告発人の以下の行為は、テロリストとして以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

第六条の二 (テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画) の罪の犯罪行為である計画 (日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)

告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No225

告発人

氏名

印

住所〒番号

被告発人

有田芳生（民進党）、

福島瑞穂（社民党）

大野元裕（民進党）

山本太郎参議院議員

神原元（弁護士）

宇都宮健児（元日弁連会長、のりこえネット共同代表）

岩上安身（ジャーナリスト）

辻元清美（民進党）

辛淑玉（のりこえねっと共同代表）

柳澤協二（元内閣官房副長官補）

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、国際テロリストとして以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

第六条の二（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）の罪の犯罪行為である計画（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）

告 発 状

横浜地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No226

告発人

氏名

印

住所〒番号

被告発人

神原元（弁護士）

有田芳生（民進党）、

福島瑞穂（社民党）

畑野君枝（共産党）

秦真実（沖縄活動家）

日下部正樹（TBS）

三浦知人（社会福祉法人青丘社 職員）

野間易通（しばき隊）

伊藤大介（しばき隊）

石橋学（神奈川新聞）

秋山理央（カメラマン）

前田朗（東京造形大学教授）

崔江以子親子（在日韓国人）

その他 2017年7月16日川崎デモ参加者（資料別添）

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、国際テロリストとして以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

第六条の二（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）の罪の犯罪行為である計画（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）

告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No227

告発人

氏名

印

住所〒番号

被告発人

Twitter Japan 株式会社

代表取締役 笹本 祐

〒 104-0031 東京都中央区京橋 3 丁目 1-1 東京スクエアガーデン 19F

第一 告発の趣旨

被告発人の営業行為は、国際テロリスト企業として以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

第六条の二（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）の罪の犯罪行為である計画（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならば当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）

告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No228

告発人

氏名

印

住所〒番号

被告発人

佐々木亮 (弁護士)

別添ツイッター投稿者

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

(脅迫)

第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律)

別表第二の三十二

公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のための資金等の提供等の処罰に関する法律第五条(公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとしての資金等の提供等)の罪

告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No229

告発人

氏名

印

住所〒番号

被告発人

TBSホールディングス

武田信二（代表取締役社長）

藤田徹也（代表取締役専務）

鈴木 剛 東京管理職ユニオン執行委員長

中村基秀 東京管理職ユニオン組合員

佐々木亮 弁護士（東京弁護士会）

福島瑞穂 弁護士（東京第二弁護士会）

神原 元 弁護士（神奈川弁護士会）

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律）

（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）

第六条の二

テロリズム集団その他組織的犯罪集団の不正権益を得させ、またはテロリズム集団その他組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を二人以上で計画した者も、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは同項と同様とする。

告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No230

告発人

氏名

印

住所〒番号

被告発人

茨城県弁護士会	阿久津正晴
愛知県弁護士会	池田桂子
関東弁護士連合会	高木光治
岐阜県弁護士会	畑 良平
京都弁護士会	木内哲朗
群馬県弁護士会	釘島伸博
広島県弁護士会	下中奈美
埼玉県弁護士会	山下 茂
札幌弁護士会	大川哲也
山口県弁護士会	田畑元久
滋賀県弁護士会	佐口裕之
新潟県弁護士会	兒玉武雄
神奈川県弁護士会	延命政之
仙台弁護士会	亀田紳一郎
千葉県弁護士会	及川智志
大阪弁護士会	小原正敏
東京弁護士会	淵上玲子
日本弁護士連合会	中本和洋
福岡県弁護士会	作間 功
兵庫県弁護士会	白 承豪
和歌山県弁護士会	畑 純一

第一 告発の趣旨

被告発人の朝鮮人学校補助金支給要求声明という共謀行為は、国家へのテロであり、弁護士法並びに憲法第 89 条違反にも該当するので嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

第六条の二（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）の罪の犯罪行為である計画。 弁護士法及び憲法第 89 条違反。

告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No231

告発人
氏名

印

住所〒番号

被告発人

佐々木亮 東京弁護士会

悪魔の提唱者@6CLW77Y102

小倉秀夫 東京弁護士会

嶋崎量 (弁護士) 神奈川弁護士会

竹島宗和 (生存ユニオン広島)

神原 元 (弁護士) 神奈川弁護士会

福島瑞穂 (弁護士) 第二東京弁護士会

鈴木 剛 (東京ユニオン)

野間易通 (しばき隊)

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

(脅迫)

第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律)

別表第二の三十二

公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のための資金等の提供等の処罰に関する法律第五条 (公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとしての資金等の提供等) の罪

告 発 状

長野地方検察庁検事正 殿

平成 29 年 月 日 No. 236

告発人

氏名

印

住所〒

被告発人

渡邊恭子 長野県弁護士会所属弁護士

別添ツイッター投稿者

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

(脅迫)

第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律)

別表第二の三十二

公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のための資金等の提供等の処罰に関する法律第五条（公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとしての資金等の提供等）の罪

告 発 状

札幌地方検察庁検事正 殿

平成 29 年 月 日 No. 237

告発人

氏名

住所〒

印

被告発人

猪野 亨 登録番号 25770 弁護士 札幌弁護士会

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第八十一条（外患誘致）

刑法第八十二条（外患援助）

刑法第八十七条（未遂罪）

刑法第八十八条（予備及び陰謀）

告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No242

告発人

氏名

印

住所〒

被告発人

小林元治 東京弁護士会会長

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条（外患誘致）第 82 条（外患援助）第 87 条（未遂罪）第 88 条（予備及び陰謀）

告 発 状

京都地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No243

告発人

氏名

印

住所〒

被告発人

京都弁護士会

木内哲郎 会長

浜垣真也

白浜徹朗

松枝尚哉

藤井正大

小川達雄

村井豊明

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条（外患誘致）第 82 条（外患援助）第 87 条（未遂罪）第 88 条（予備及び陰謀）

告 発 状

大阪地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No244

告発人

氏名

印

住所〒

被告発人

大阪弁護士会

山口健一 会長

松葉知幸

福原哲晃

藪野恒明

畑 守人

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条（外患誘致）第 82 条（外患援助）第 87 条（未遂罪）第 88 条（予備及び陰謀）

告 発 状

神戸地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No245

告発人

氏名

印

住所〒

被告発人

兵庫県弁護士会

会長 米田耕士

武本夕香子

鈴木尉久

林晃史

笹野哲郎

乗鞍良彦

春名一典

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条（外患誘致）第 82 条（外患援助）第 87 条（未遂罪）第 88 条（予備及び陰謀）

告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No246

告発人

氏名

印

住所〒

被告発人

札幌弁護士会 会長 山崎 博
仙台弁護士会 会長 我妻 崇
千葉弁護士会 会長 木村龍次
東京弁護士会 会長 若旅一夫
東京弁護士会 会長 吉岡桂輔
第二東京弁護士会 会長 山岸良太
第二東京弁護士会 会長 飯田隆
横浜弁護士会 (神奈川) 会長 岡本秀雄
京都弁護士会 会長 村山 晃
大阪弁護士会 会長 中本和洋
広島弁護士会 会長 水中誠三
岡山弁護士会 会長 吉岡康祐
福岡県弁護士会会長 吉村敏幸

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 (外患誘致) 第 82 条 (外患援助) 第 87 条 (未遂罪) 第 88 条 (予備及び陰謀)